

令和4年度 第8回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和4年（2022年）11月10日

日野市教育委員会

令和4年度第8回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和4年(2022年)11月10日(木)
14時00分～15時04分

開催場所 506会議室

出席委員 教育長 堀川 拓郎 教育長職務代理者 高木 健夫
委員 西田 敦子 委員 真野 広
委員 東 桜子

議事録署名委員 委員 西田 敦子

事務局出席者 教育部長 村田 幹生 教育部参事 長崎 将幸
教育部参事 小林 真 庶務課長 伊藤 浩一
(兼ICT活用推進室長)
統括指導主事 馬場 章夫 学校課長 久保田 博之
教育センター事務長 田中 勉 発達・教育支援課長 萩原 美和子

傍聴者 2名

書記 庶務課庶務係長 廣田 隆二
庶務課主事 大矢 千尋

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

教 育 長

堀川 拓郎

議事録署名

委 員

西田 敦子

議事内容

議案

- 第34号 市立幼稚園の閉園に関する基本方針及び関連計画の素案のパブリックコメントへの回答について
- 第35号 日野市立教育センター所長の任命について
- 第36号 第10期日野市立教育センター運営審議会委員の任命について
- 第37号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について

協議事項

- 第7号 第6次日野市特別支援教育推進計画（素案）について

請願審査

- 第4-8号 “君が代”が前面に出る偏った卒業式等を是正するため、「ILO・ユネスコが日本政府に出した勧告」の遵守を求める意見書を、文科省・都教委に出して頂きたい等の請願

報告事項

- 第26号 行政情報の公開請求
- 第27号 令和5年度入学「選べる学校制度」希望調査集計結果（中学校）

(議事の要旨)

開始 14時00分

[堀川教育長]

ただいまから、令和4年度第8回教育委員会定例会を開会いたします。

本日は傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

本日の議事録署名は、西田委員にお願いをいたします。

本日の案件は、議案4件、協議事項1件、請願1件、報告事項2件です。

会議の進め方ですが、請願第4-8号は、議事の最後に審査したいと思います。

また、議案第37号は公開しない会議とし、請願第4-8号の審査の後に審議したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、請願第4-8号の審査は、公開する議事の最後に行います。

また、会議規則第10条により、議案第37号は公開しない会議とし、請願第4-8号の審査の後に審議をいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の対策として、事務局説明員が随時入退室をいたしますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、事務局説明者が随時入退室をいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第34号・市立幼稚園の閉園に関する基本方針及び関連計画の素案のパブリックコメントへの回答について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第34号 市立幼稚園の閉園に関する基本方針及び関連計画の素案のパブリックコメントへの回答について

[久保田学校課長]

学校課長でございます。

議案書1ページをお開きください。

議案第34号・市立幼稚園の閉園に関する基本方針及び関連計画の素案のパブリックコメントへの回答について御説明申し上げます。

提案理由でございます。

市立幼稚園の閉園に関する基本方針及び関連計画の素案のパブリックコメントに対する回答を決定するものでございます。

1枚めくって、次ページ、御覧ください。2ページでございます。

このパブリックコメントは、令和4年8月15日の教育委員会定例会にて、協議事項第3号、日野市立学校適正規模・適正配置等の基本方針（素案）について及び協議事項第4号、市立幼稚園閉園計画（素案）について御協議をいただき、それぞれ素案として決定されたものに対し、提出したものでございます。

受付期間は、令和4年9月15日から同年10月14日までの1か月間で行い、64名の方から御意見、御要望が寄せられました。

本日御審議いただくのは、パブリックコメントにて寄せられた御意見等に対する回答でございます。

次のページに一覧がございます。こちらの一覧につきましては、ご意見（要旨）の欄では趣旨が重複する御意見等を集約いたしました。集約は、同じ趣旨の御意見等があった場合、御意見等の提出が早かったものをベースに一部を集約して記載しております。

なお、令和4年10月29日、教育委員会臨時会にて、協議事項第5号、日野市立学校適正規模・適正配置等の基本方針（素案）について及び協議事項第6号、市立幼稚園閉園計画（素案）について、これら素案に対するパブリックコメントや保護者説明会及び市民説明会における御意見等の御報告を行い、それらを踏まえた御協議をいただいた結果、素案については引き続き検討が必要との判断がなされた中で、素案修正の基本的な考え方として、素案の修正案の骨子が策定されました。

素案の修正案の骨子には、閉園時期の1年延長、通園のための自家用車利用、水害に関する表記を改めることの3点に加え、学級として最低限必要な人数についてがまとめられております。

寄せられた御意見等への回答に当たりましては、さきの臨時会の御議論と素案の修正案の骨子を踏まえて作成しております。

パブリックコメントで寄せられた御意見等の主な内容といたしましては、なぜ市立幼稚園を閉園するのかというもの、水害に関するもの、公立幼稚園が市の東側からなくなるというもの、「ぷちっこ」として通う子供への配慮に関するもの、特別な支援を要する子供に関するもの、一学級当たりの人数に関するものなどがございます。

なお、日野市パブリックコメント手続実施要綱では、提出された御意見等を踏まえ、計画等の案を修正したときは、当該修正の内容を記載して公表することとなっておりますが、今回の回答には、修正の有無については記載しておりません。その理由は、これらの素案については、令和4年10月29日の教育委員会臨時会にて素案を引き続き検討する必要があるとの判断をいただいたためでございます。

今後、改めて修正素案を策定し、その修正素案に対するパブリックコメント及び説明会を実施いたします。その後、回答とともに、計画の修正の有無について記載をすることになります。

回答は、本日の協議の後、必要な事務手続を経て、市の公式ウェブサイトで公開することにより回答という形を取る方向で考えております。

説明は以上でございます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いをいたします。

真野委員。

[真野委員]

説明、ありがとうございました。

先ほどの説明の中にありましたけれども、令和4年10月29日の教育委員会の臨時会にて議決しました素案の修正案の骨子を踏まえて今回の回答をされているということで、その部分の説明をお願いしたいと思います。

[堀川教育長]

学校課長。

[久保田学校課長]

学校課長でございます。

素案の修正案の骨子の内容でございますが、閉園時期の1年延長、通園のための自家用車利用、水害に関する表記を改めることの3点に加え、学級として最低限必要な人数となっております。

初めに、3ページの項番2でございますが、こちらが水害に関するものになります。この御意見等に対しまして、右側の欄が教育委員会の考え方として回答している内容になってございます。この中で、表記の仕方に配慮が足りず、結果として地域にお住まいの皆様にはご不快な思いをさせてしまったことから、表記を削除するとの回答としております。

ほかにも水害に関する御意見等を頂戴しております。同様の回答をしてございます。

なお、この後に御説明するほかの項目につきましても、それぞれ複数の御意見等が寄せられておりますが、その内容が同じものであれば回答も同じ内容を含むものとなっております。

同じページの、その下、項番3でございます。こちらが通園における自家用車利用に関するものになります。回答といたしましては、第四幼稚園閉園後の第二幼稚園、第七幼稚園への通園方法について、一定の条件のもと自家用車による送迎を可能とすることを考えており、一定の条件等は今後検討するとしてございます。

次に、4ページでございます。4ページの項番4が閉園時期の1年延長に関するものになります。素案では令和6年度末を閉園としておりますが、回答では、「ぷちっこ」として通園する2歳児が第四幼稚園で卒園できるよう、令和7年度末に閉園するとしてございます。

次に、7ページでございます。7ページの項番14が、一学級の最低人数に関するものになります。回答といたしましては、幼児人口の減少と公立幼稚園への在園児の減少が続いている現状において、幼児期の発達段階において集団性や協同性等の芽生えを育む観点から、学級人数として最低限必要な人数は、すぐにこの人数を用いて何かを判断するかということとは別としても、基本的な考え方として、7人と考えているとしてございます。

以上が、令和4年10月29日の教育委員会臨時会において素案の修正案の骨子として決定いただいたものに関するものとなります。

以上でございます。

[真野委員]

ありがとうございます。

[堀川教育長]

ほかに御質問はございませんか。

西田委員。

[西田委員]

これまでに市立幼稚園が培ってきました幼保小連携や特別な支援を要する子供への支援について、今回の説明会やパブリックコメントでも高く評価する声が大きかったと認識しています。

答申の附帯意見にありましたように、今後の日野市における幼児教育の在り方の検討委員会の意義がますます高まっていくのではないかと感じています。

このことについて、事務局のお考えをお話してください。

[堀川教育長]

学校課長。

[久保田学校課長]

学校課長でございます。

答申にございました、別途会議体を設けて検討するということにつきましては、公立、私立、幼稚園、保育園と小学校、さらに保護者の皆様を委員とする委員会の組織づくりに向けて、まさに作業をしているところでございます。

委員会の主な検討テーマといたしましては、幼保小の連携のさらなる推進、また、多様性に応じた学びの充実になるかと考えてございます。

今後の具体的な施策につきましては、委員会による検討を踏まえたものとなると考えておりますが、これまで市立幼稚園が培ってきたノウハウや成果、そういうものを生かし、公、私、幼、保、小が連携して日野市における幼児教育の質の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

[西田委員]

ありがとうございました。

[堀川教育長]

ほかに御質問はございませんか。

なければ、御意見を伺います。

高木委員。

[高木委員]

先日、10月29日の教育委員会臨時会にて決定した、素案修正の基本的な考え方に基づき、パブリックコメントでの御意見等への教育委員会の考え方をまとめていただきました。この教育委員会の考え方については、今後に向けて特に影響の大きい四幼の保護者や関係者へ丁寧に説明するなど、対応をぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結をいたします。

お諮りします。市立幼稚園の閉園に関する基本方針及び関連計画の素案のパブリックコメントへの回答についてを、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号・日野市立教育センター所長の任命について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第35号 日野市立教育センター所長の任命について

[田中教育センター事務長]

教育センター事務長でございます。

恐れ入ります。議案書の17ページを御覧ください。

議案第35号・日野市立教育センター所長の任命について御説明申し上げます。

提案理由でございます。

日野市立教育センター設置条例第5条の規定に基づき、日野市立教育センター所長を任命するものです。

議案書の次のページ、18ページを御覧ください。

教育センターの現所長より、令和4年11月30日をもって退職したい旨の申出がありました。このため、現所長を解任し、新たな所長を任命するものでございます。

解任者及び任命者の氏名、住所等につきましては記載のとおりです。

任期につきましては、令和4年度の残任期間となりますので、令和4年12月1日から令和5年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いをいたします。よろしいですか。

なければ、御意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結をいたします。

お諮りします。日野市立教育センター所長の任命についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号・第10期日野市立教育センター運営審議会委員の任命について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第36号 第10期日野市立教育センター運営審議会委員の任命について

[田中教育センター事務長]

教育センター事務長でございます。

恐れ入ります。議案書の19ページを御覧ください。

議案第36号・第10期日野市立教育センター運営審議会委員の任命について御説明申し上げます。

提案理由でございます。

日野市立教育センター設置条例第9条の規定に基づき、第10期日野市立教育センター運営審議会委員を任命するものでございます。

議案書の20ページを御覧ください。さきの議案第35号につきまして御承認をいただきましたので、教育センターの所長が交代いたします。これに伴い、第10期日野市立教育センター運営審議会委員のうち、教育行政機関関係者1名につきまして、現在の委員を解任し、新たな委員を任命するものでございます。

解任者及び任命者の氏名、住所、選出母体等につきましては記載のとおりでございます。

任期につきましては、前任者の残任期間となりますので、令和4年12月1日から令和6年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了をいたしました。御質問がございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結をいたします。

お諮りします。第10期日野市立教育センター運営審議会委員の任命についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第36号は原案のとおり可決されました。

協議事項第7号・第6次日野市特別支援教育推進計画(素案)について、事務局より説明をお願いします。

○協議事項第7号 第6次日野市特別支援教育推進計画(素案)について

[萩原発達・教育支援課長]

発達・教育支援課長でございます。

それでは、議案書23ページを御覧ください。

協議事項第7号・第6次日野市特別支援教育推進計画(素案)についてでございます。

さきにお配りしております日野市特別支援教育推進計画(素案)の資料も併せて御覧ください。

第5次日野市特別支援教育推進計画の計画期間が終了するに当たりまして、令和4年度6月より第6次日野市特別支援教育推進計画策定委員会を設置し、第6次日野市特別支援教育推進計画の案を策定委員の皆様と3回の会議、それから、メールなどのやり取りで詰めてまいりまして、このたび素案がまとまりましたので、教育委員会の皆様に御意見をいただき、12月より実施いたしますパブリックコメントに臨みたいと存じます。

本日はよろしく願いいたします。

それでは、これより第6次日野市特別支援教育推進計画（素案）の概要を御説明させていただきます。

素案の2ページをお開きください。

まず、今、2ページを開いていただきましたが、全体としての章立ては第5次と変更はございません。

2ページ、第1章、計画の概要、変更点を申し上げます。

3の計画期間でございます。計画期間、本計画は、令和5年度から令和9年度まで5年間といたします。第5次までは3年間としておりましたが、5年間とさせていただきました。

なお、5年の間に、3年目に見直し、修正をさせていただき、その際には教育委員会において御意見をいただきつつ、決定をさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、4ページをお開きください。第2章、推進計画の基本理念と推進目標でございます。

基本理念に変更はございません。

2番、推進目標でございます。こちらは前回と順番を入れ替えてございます。

第5次までは、エールを中心とした支援体制の確立や推進をメインとして進めてまいりました。第6次につきましては、合理的配慮について特に推進を図りたいと考えた結果の順番の入替えとなっております。

続きまして、第3章、日野市における特別支援教育の現状と課題でございます。

1、これまでの取り組み、5から14ページ、それから、2の特別支援学級等の現状と推移、15ページから19ページにつきましては、文言整理、年度別の生徒数の推移などの点につきましては、令和3年度までの実績の数値に変更をさせていただいております。

続きまして、20ページから28ページの、2の（3）日野市特別支援学級等に関するアンケート調査結果よりというものを載せてございます。こちらは令和4年に実施したアンケート結果をまとめたものとなっております。

今回の変更点につきましては、アンケートの回答について、紙での回答ではなく、インターネットを使った回答を主とさせていただきました。

28ページを御覧ください。28ページの最後にまとめてございます、こちらで出させていただいたaからeにつきましては、この後、第4章、日野市特別支援教育推進に向けた具体的な施策の各施策に反映をさせていただいております。

続きまして、29ページでございます。特別支援教育の課題でございます。29ページから32ページにわたって記載をさせていただいております。

5次までと、順番を入れ替えるとともに、新たな課題を追加させていただいております。

順番の入替えにつきましては、先ほどと同様に、合理的配慮について特に推進を図りたいというメインテーマもございますので、その辺りを考えて順番を入れ替えております。

また、新たな課題として、(1) 合理的配慮の推進、それから、(5) 発達検査の実施体制の整備、それから、(10) 特別支援教育関係者・担当者間の連絡・調整の強化、この3点を新たな課題として追加をさせていただきました。

続きまして、33ページ、第4章、日野市の特別支援教育推進に向けた具体的な施策でございます。こちらに今回初めて体系図を入れさせていただきました。基本理念から推進目標を掲げ、それに対する施策項目も掲げたという形で、一枚の紙で見やすくするために入れたものでございます。

体系図の中には、星印で重点施策及び新規施策を分かるように表示をさせていただいております。新規施策には課題で上げた項目のほかに、コロナ禍で利用が進んできております一人1台端末等デジタルの活用や法律の施行によります医療的ケア児への対応も入れさせていただきました。

続きまして、次のページ、34から42ページでございます。こちらは推進目標及び施策項目ごとの各年度ごとの取組内容を掲載させていただいております。

今回の計画が5年ということになりましたので、3年目の令和7年度に修正・見直し、そして、令和8年度、9年度が第2期という形になっております。

都の施策も同じような形となりますので、全て同様の表記となっております。

各施策の取組内容につきましては、文言整理のほか、今までの実施状況や学校などの御意見なども伺った上で追加をしているところが幾つかございます。

新規施策以外にも、42ページをお開きください。(6) 保護者同士の情報共有のところでございますが、こちらには令和6年2月に開設する「みらいく」と連携も新たな取組として入れさせていただきました。

最後に、43ページでございます。第5章、計画の進行管理でございます。

最初にも申し上げました一つ目の丸、本計画期間は令和5年、6年を第一期、令和7年を見直し・修正期間として令和8年、9年を第二期として実施しますというところ、それから、3つ目の丸、新たな課題が発生した場合には柔軟に対応できるよう、令和7年を本計画の見直し・修正期間と位置付け、第二期においては必要な見直し・修正を加味して計画を推進していきます。なお、令和7年の見直し・修正は特別支援教育推進委員会において検討し、教育委員会において決定をいたしますという形で記載をさせていただいております。

計画の概要は以上でございます。

よろしく願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いをいたします。
高木委員。

[高木委員]

質問を1点、お願いしたいと思います。

第5次までの推進計画の計画期間がおおむね2年から3年であったものが、この第6次

の推進計画では、先ほど説明いただきましたけれども、5年間となっています。どのような背景や理由にて、今回5年間としたのか、その辺の基本的な考え方を教えていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

[堀川教育長]

発達・教育支援課長。

[萩原発達・教育支援課長]

今回の3年から5年への計画の変更でございます。

推進目標達成のために掲げました各施策項目につきましては、第4次の推進計画までは順次導入をしていくことですか、拡充をしていくなど、これから新たに始めていくこと、それを推進していくこと、そのような対応をするような項目で進めてまいりました。

しかし、第5次になりますと、それらの施策の多くが開始されたり、順調に進んでいる状況がございました。第5次にはそれらの項目が継続ですとか充実、推進という項目に変わってまいりました。

今回、第6次策定におきましても、第5次の推進計画の進行管理を確認いたしますと、おおむね達成及び達成といった項目が多くなっておりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の発生など、急激な時代の変化というものもございました。今後の計画を推進していく上で、今までおおむねできていることは、今後もしっかりと継続をして進めていく、こちらを一方とし、今後起こり得る急激な時代の変化を取り込みやすくするため、また、新たな課題や実施方法の変更による推進などへの対応を考えまして、また、あとは、市の他の事業ですとか、計画などとの整合性も鑑みまして、計画期間を5年とさせていただきつつ、3年目に見直し、修正をさせていただき、その際には教育委員会の皆様に、ぜひ御意見等を賜りたいと考えた次第でございます。

よろしく願いいたします。

[高木委員]

ありがとうございました。

[堀川教育長]

ほかに御質問はございませんか。

西田委員。

[西田委員]

一つお願いします。

保護者へのアンケートについてです。「日野市において、保護者同士の情報共有、交流ができる場所は充実していると思いますか」という質問に対して、「はい」の回答が少なく、「いいえ」が大変多いのが気になりました。このことはとても重要なことだと思います。

先ほど説明をいただいておりますが、もう少し詳しくお話しいただけるでしょうか。

[堀川教育長]

発達・教育支援課長。

[萩原発達・教育支援課長]

質問ありがとうございます。

保護者同士の情報共有、交流ができる場所につきましては、今までもいろいろなところから御質問等いただいております。

私どもエールでも、エールを御利用になられた方でグループ活動、エールで行っている事業等を御卒業された方たちの保護者様の交流の場というのは設けておりますが、それ以外の方たちの場というのは今現在設けていない状況であります。

ですが、委員からも御指摘ありましたように、このアンケートの結果もそうですし、また、議会などの質問でもいただいております、いろいろな同じ立場の親御さんたちが一緒の場所でお話ができる場が欲しいという御意見はいただいております。

ですので、今回、私ども、42ページに上げました保護者同士の情報共有の中の、令和6年2月に開設いたします子ども包括支援センター「みらいく」、こちらは、私どもも子ども部としても教育委員会としても入っておりますが、この中で、そういった交流の場もぜひ設けることができないかということは、ぜひ検討してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

[堀川教育長]

ほかに御質問はございませんか。

なければ、御意見を伺います。

高木委員。

[高木委員]

説明いただきました第6次特別支援教育推進計画（素案）について、賛成の立場で感じますことを意見として述べさせていただきます。

素案にて、日野市特別支援学級等に関するアンケート結果等も含めて、日野市における特別支援教育の現状と課題について丁寧に課題や問題の整理をされていると感じております。

整理された課題については、第6次の推進計画（素案）に、各項目がきちんと反映、盛り込まれており、計画期間、5年間で、第1期、第2期に分けて推進し、PDCAサイクルの各段階で進行管理を行うなど、素案全般については妥当なものと判断しています。

ただし、1点気になったのは、策定委員会でも指摘、論議があったようなのですが、日野市特別支援学級等に関するアンケート調査結果の回収率が34.7%と低いことです。原因については紙からインターネットとか、方法が変わったとか、いろいろあるようなんですけども、結果的には65%以上の方から回答がなく、サイレントマジョリティーの意向や認識がアンケートでは反映できていないということについては大きな課題だと感じております。

アンケートの実施方法について論議いただくとともに、今後の事業を進める中でも、日常的にきめ細かい対応をお願いしておきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

真野委員。

[真野委員]

私も、今回のこの素案、隅々まで丁寧に読ませていただきました。

特に保護者の皆さんへのアンケート結果、本当にコメント一つ一つ、やはり、お一人お一人抱えている課題や悩み事も違うなというところも踏まえて、今回つくっていただいた具体的な施策に、一つ一つ落とし込んでいただいているというふうに感じております。

次なるステップはパブリックコメントということなのですが、ぜひその手続を進めていただければと思います。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

東委員。

[東委員]

第6次の特別支援教育推進計画（素案）の御説明ありがとうございます。現状をしっかりと把握して、当該者の声に耳を傾けて、関わる関係者に多岐にわたる協議をしていただいたと思います。

私のほうから、2点、今後の意見を述べさせていただきます。

1点目は、今回新規に重点施策となっている合理的配慮に関してです。教職員や御家庭の共通理解も大切になってきますので、また、オンライン環境の整備とか特性に応じた教材やツールなど、適切に活用できるように、新しく設置する合理的配慮検討委員会をどのような仕組みにするのか、非常に大切になってくると思いますので、柔軟で機能する仕組みとなるように、関係各所と連携して進めていってください。

2点目です。近年、日野市においても教育的支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあるかと思えます。困り感のある児童生徒を現場の気づきや連携で適切に支援を受けていけるようにしていただきたいということと、また、支援が受けられるまでに時間がかかっている現状を改善しようとする発達検査の実施体制の再整備、ここはとても重要だなと感じましたので、今後、改善を期待するところです。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

西田委員。

[西田委員]

これからの5年間を見据えて、よく検討された推進計画だと思いました。

今回は、特に子供の特性への深い理解と、質の高い教育を進めるという観点から、合理的配慮の推進と、教員の理解啓発及び指導力向上に向けた取組を重視していると理解しました。

これまで日野市の特別支援教育が積み上げてきたものを大事にしながら、新たな取組を積極的に進め、深めていただきたいと思います。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

なければ、私、堀川からも意見を申し上げます。

まず、このような形で推進計画の素案をまとめていただいたことについて、策定委員会の委員の皆様をはじめ、関係の皆様には感謝を申し上げます。

その上で、日野市の第3次学校教育基本構想では、全ての命、そして子供たち一人一人を大切にすることを掲げています。その意味でも、一人一人に必要なアプローチを全ての子にという本計画は極めて重要なものであると考えております。

その上で、2点、意見を申し上げます。

1点目は、修正の提案でございます。38ページでございます。(6)一人1台の学習者用端末等デジタルの活用の、1つ目の白丸のところですが、「日野市のGIGAスクール構想の推進に合わせ、デジタル教科書やデジタル教材」の後に、「をはじめとするデジタルツール」の活用を推進し、障害のある児童・生徒に対する個別最適な学び及び協働的な学びの一体化の充実を図りますという文言とできないかというものです。

その理由ですけれども、25ページにアンケートの結果の記載がございます。中段下に、担当医から字を読み上げる特定のアプリの導入を提案されたが、ステップ教室からは「日野市で使っている学校はどこにもない」といわれたためというアンケートの回答があります。このことについて、私は、ICTは文房具であり、そして眼鏡でもあるというふうに考えています。その心はということですが、誰しも得意や苦手、難しいことがある中で、苦手を補う道具としての一人1台端末の活用という観点からは、まさに、一人一人を大切にすると考え方が合致するものであると考えています。

このため、デジタルの活用という文脈においては、デジタル教科書やデジタル教材に加えて、ツール、道具としての活用というのもしっかり考えていく必要があるのではないかと思います。

ついては、可能であれば文言の修正をお願いできればと思います。

2点目です。これは修正の意見ではございませんが、24ページ以降にアンケートの結果の記載がございます。上段のD、かしのきシートによる関係機関の連携について、かしのきシートを連携が取れていると感じますかという問いについては、約半分の方がいいえと感じているとの回答があります。

また、下段、合理的配慮についての部分で、必要と考えられる配慮を受けられなかった、または配慮は受けられたが、周囲の理解が十分ではないと感じられた経験はありますかとの質問に対し、約46%がはいと回答をしています。

また、26ページですけれども、先ほど西田委員からも言及がございましたけれども、保護者同士の情報共有、交流ができる場所は充実していると思いますかとの質問に、約8割がいいえと回答をしています。

これらの数字は重く受け止めるべきであると考えています。この計画の期間を通じて、この数字が少しでもよくなるようにという意識を持って取組を進めていくことが重要である、また、取組を進めていきたいと考えます。

私からの意見は以上です。

ほかに御意見はございませんでしょうか。

なければ、協議事項第7号を終了します。

報告事項第26号・行政情報の公開請求について、事務局より報告をお願いいたします。

○報告事項第26号 行政情報の公開請求

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書29ページを御覧ください。

報告事項第26号・行政情報の公開請求について報告をさせていただきます。

次ページをお開き願います。

請求日、決定日、請求件名、決定内容は記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了をいたしました。

御質問・御意見がございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

なければ、報告事項第26号を終了いたします。

報告事項第27号・令和5年度入学「選べる学校制度」希望調査集計結果（中学校）について、事務局より報告をお願いします。

○報告事項第27号 令和5年度入学「選べる学校制度」希望調査集計結果（中学校）

[久保田学校課長]

学校課長でございます。

恐れ入ります。議案書31ページをお開きください。

報告事項第27号・令和5年度入学「選べる学校制度」希望調査集計結果（中学校）について御報告申し上げます。

次の32ページをお開きください。

学校別の「選べる学校制度」による希望者数の増減の表でございます。表の左から、学校名、学区内人口、希望増、希望減、私立など希望者、入学希望者、定員となっております。

この表で、右側の入学希望者と定員の欄を御覧ください。上から3番目の七生中学校は、入学希望者が164名、定員が156名で、入学希望者が定員を上回っております。同様に、8番目の平山中学校は、入学希望者が122名、定員が117名で、入学希望者が定員を上回っております。

次に、その左側の欄でございます。私立など希望者の欄を御覧ください。この欄に記載をしております数は、今回の希望調査票の集計結果によるものでございます。中学校8校を合計して69名となっておりますが、過去3年間の平均では8校合計で約250名となっておりますので、令和5年度入学も同様の傾向であると捉えております。

私立学校への入学者が増えることにより、入学希望者が減少することになりますので、

最終的には定員に収まることが予想されます。皆様が希望する学校に入学ができるものと考えてございます。したがって、抽選は行わないものとして考えてございます。

報告は以上でございます

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了しました。

御質問・御意見がございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

なければ、報告事項第27号を終了いたします。

請願第4-8号・“君が代”が前面に出る偏った卒業式等を是正するため、「ILO・ユネスコが日本政府に出した勧告」の遵守を求める意見書を、文科省・都教委に出して頂きたい等の請願、事務局より説明をお願いします。

○請願第4-8号 “君が代”が前面に出る偏った卒業式等を是正するため、「ILO・ユネスコが日本政府に出した勧告」の遵守を求める意見書を、文科省・都教委に出して頂きたい等の請願

[伊藤庶務課長]

議案書25ページを御覧ください。

請願番号、請願第4-8号、受付年月日令和4年11月2日、件名、“君が代”が前面に出る偏った卒業式等を是正するため、「ILO・ユネスコが日本政府に出した勧告」の遵守を求める意見書を、文科省・都教委に出して頂きたい等の請願でございます。

請願者の住所氏名は記載のとおりでございます。

次ページ、26ページから28ページまでが請願の趣旨でございます。

説明は以上でございます。

[堀川教育長]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

それでは、事務局は請願者を席に案内してください。

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

国際連合、国連の中で教育問題を扱うのはユネスコ、そして、労働問題を扱うのがILOです。ユネスコとILOの合同の会議であるCEARTが、日本政府と文科省を2019年と2021年の2回、叱ってくださいました。憲法19条は、御承知のように、戦前、戦中の国家権力による異常な国家主義、軍国主義が、戦争に人々を駆り出した、子供たちを駆り出したという反省の下に、国家権力は思想・良心の自由を侵してはならない、20条も同じように信教の自由、そういうことを規定しているわけですが、それに、日本政府、文科省は違反している。東京都教育委員会も。

それは、具体的に言うと、1の3を見ていただければ、2ページの、そこに書きました

が、東京都教育委員会は、1999年の1次通達に続く、2003年の横山洋吉、当時の教育長、この方、自民党と非常に癒着していました。この方の出した10・23通達、これでもって、卒業式の君が代のときに、教員に、壇上正面の日の丸の旗に向かって起立して斉唱するように強制する、そして、不起立や、ピアノを弾かない先生を、1回目が戒告、そこに書いてあるように、2・3回目で減給、4回目のときは授業をやらせない、停職というふうに不当な処分をしてしまった。それが、そこに書いた、最高裁が2012年1月16日に、「減給を超える処分は、社会観念上著しく妥当を欠き違法だ」と、行政機関に対して違法というのはめったにない、それほどひどい通達なわけです。

日野市も関係ありまして、1999年の4月に、この通達よりもっと前に南平小学校の入学式でピアノ伴奏を断った先生を戒告処分にするという、本当に全体主義国のようなことをやってしまった。七小でも不起立の先生を、これは2003年の通達の後ですけれども、不当処分、こういうようなことをやっておるわけです。

都教委は、そこに書いたように、処分の取消しが77件・66名、つまりこれだけ無駄なことをやっちゃったわけですよ、都教委は、無駄な時間、ほかのことにもっと有効に使えるのに、こういう思想的な処分をしてしまった。本当にこれは行政の失態ですよ。

そして、そこに書いた、都教委は、その後、現職教諭にはもう一回処分を出し直す、減給、取り消されたから、こんちくしょうというので戒告処分を出し直す、そういうことやっているということです。

そういうことをしてきた上で、CEARTの勧告はどういうものか、それは1ページ戻っていただくと書いているんです。「愛国的な式典」と、CEARTは、日本の卒業式、呼んでいます。これはさっき言った天皇の歌のときに立たせて、天皇への敬意表明、国家への忠誠というのを教え込むわけですから、中には国際理解とかいろいろそれを都教委は言っているけれども、私はやっぱり愛国心の強制だと思います。

そういったような式典において、非常に消極的な、不服従、つまり、今、不起立、あるいはピアノの不伴奏ということに対しては、処分をするのであれば、教職員と対話する場を設けるべきであるということです。そういうことをしっかりと指摘しております。それが、大体、その(a)とか(b)の団体ですね。

それから、(e)のところに書いた障害児のことについては、以前はフロア形式の卒業式で、卒業証書を自走して車椅子を運転していた子供を、無理に壇上に上げるものですから、そこで、皆さんの介助の下でやるということで、自立心をやっぱり失わせるような、そういう政策についても批判してくださっているのがCEARTの報告でございます。

そういうことで、二度にわたる勧告は非常に適切なものだと。ところが、独立組合ではアトム'89という教職員組合でございますが、この組合や、あるいは保護者など、市民が10月7日に参議院の議員会館で、文科省の水島淳さんという専門官と交渉したら、水島さんは、この勧告を日本語訳するのをなかなかしないとしたり、周知しないわけですね。あるいは、これは管理運営事項だと、君が代の問題は管理運営事項だからというか、要するに交渉させないというようなことを言っている、そういう問題のある方でございます。

私どもとしては、どういう要望をするかということ、2の請願事項を見ていただくと、や

っぱり文科省に対して国際機関である……。

[堀川教育長]

請願者に申し上げます。5分が経過しましたので、説明をまとめてください。

[請願者]

分かりました。そこに書いてあるとおりの、ホームページに日本語訳を載せるとか、あるいは処分については、きちんと組合や教員と話し合うと、そういうことをぜひ意見書として都教委と文科省に出していただきたい。もっと民主的な学校をつくりましょう、そんなことでございます。

以上で終わります。

[堀川教育長]

この件につきまして、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。なければ、御意見を伺います。

高木委員。

[高木委員]

説明ありがとうございます。

私自身、本請願は不採択と考えております。

その理由についてですけれども、本請願は、請願者グループで共有する考え方を中心に、2の請願事項の2の1から2の7項にわたり請願者の要望等が述べられています。よく読ませていただきましたけれども、その要望等の理由や必要性の説明は一切なく、ただいまありました説明者自身の説明を伺っても、何ゆえに当教育委員会として文科省や都教委に意見書を出す必要があるのか等々、請願事項をよく理解できないことであります。

以上のような観点で、本請願は不採択と考えております。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

真野委員。

[真野委員]

私も、この請願、しっかり読ませていただきました。

その上で、今、高木委員からもありましたが、私も高木委員と同じ意見でありまして、本請願は不採択と判断させていただきました。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

東委員。

[東委員]

本日も御説明ありがとうございます。

毎回、私自身の考えをお伝えさせていただいてきておりますが、本請願に関しては、高木委員と同じ意見で不採択と考えております。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

西田委員。

[西田委員]

私も本請願について、付された資料も含めて、丁寧に読ませていただきました。

私も高木委員が述べられた意見に賛成です。同じ考えですので、本請願は不採択が適切と考えます。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結をいたします。

委員の皆様の御意見としては、不採択という御意見が多いようですので、“君が代”が前面に出る偏った卒業式等を是正するため、「ILO・ユネスコが日本政府に出した勧告」の遵守を求める意見書を、文科省・都教委に出して頂きたい等の請願、これを不採択とすることにしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしとのことですので、請願第4－8号については、不採択とすることに決しました。

これより議案第37号の審議に入りますが、本件につきましては、公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。

関係職員以外の事務局説明員と傍聴者の方は退席をしてください。

なお、本件の終了をもって、令和4年度第8回教育委員会定例会を閉会といたします。

(関係者以外退室)

「教育委員会職員の分限休職の専決処分について」

は公開しない会議の中で審議

[堀川教育長]

以上をもちまして、本日の案件は全て終了をいたしました。

これにて令和4年度第8回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 15時04分